岩手県告示第25号

建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成 20 年 1 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成19年12月7日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 工藤建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区真城字北舘38番地1
 - ウ 代表者の氏名 工藤一博
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-18) 第23号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業及びタイル・れんが・ブロツク工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成19年12月6日付けで建築工事業、大工工事業及びタイル・れんが・ブロツク工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成19年12月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 丸善工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区真城字植田3番地1
 - ウ 代表者の氏名 千葉善治
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第3727号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成19年12月7日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項 第4号に該当する。
- 3(1) 処分をした年月日 平成19年12月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社伊藤工芸
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市西町三丁目4番16号
 - ウ 代表者の氏名 伊藤良博
 - 工 許可番号 岩手県知事許可 (般-16) 第8282号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般 建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成19年12月20日付けで土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ 工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4(1) 処分をした年月日 平成19年12月26日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社県南電設工業
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市中里字南谷起9番地3
 - ウ 代表者の氏名 中村力男
 - 工 許可番号 岩手県知事許可(般-14) 第70036号
 - (3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成19年12月26日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条

第1項第4号に該当する。